

平成 30 年 9 月 1 日

## 学校法人延岡学園一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備し、すべての教職員がその能力を十分に発揮でき、優秀な人材の確保ができるよう次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

### 1. 計画期間

平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までの 3 年間

### 2. 内 容

厚生労働省の下記行動計画策定指針に沿い、指針に対応する目標について実施する。

指針：子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標 妊娠中や産休・育休復帰後の女性教職員のための相談窓口を設置する。
-------------------------------------

平成 30 年 9 月～ 相談窓口の設置について女性養護教諭を含めて検討し、設置する。また、本校ホームページや掲示による教職員への周知を図る